

# 「道路の安全性の確保及び 利便性の向上に関する 行政評価・監視」

< 評価・監視結果に基づく通知 >

平成15年12月16日施行

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合规性・適正性・効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この「道路の安全性の確保及び利便性の向上に関する行政評価・監視」は大阪府内の一般国道(指定区間)の管理の状況を調査したものです。

平成15年12月16日

総務省近畿管区行政評価局

(局長 大寺廣幸)

担当	第2部第3評価監視官(大野)
電話	06 - 6941 - 8956

# 行政評価・監視結果の概要

## 調査実施の背景等

道路は、日常生活を支える重要な社会基盤であり、道路の維持管理については住民の関心が高い。

また、行政相談( )において、道路の適切な維持・管理を求める事案が多数寄せられている。

近畿管区行政評価局では、近畿地方整備局管内のうち、大阪府下で大阪国道事務所が直轄管理する国道(10路線201.6km)について調査。このうち、特に行政相談委員( )から情報提供を受け、当該情報が集中していた41.3kmについては徒歩又は自転車により、また、それ以外は自動車により調査。

行政相談：国の行政に対する苦情や要望等について、公平な第三者の立場からあっせんを行い、その解決や実現の促進を図る制度

行政相談委員：行政相談委員法第2条の規定に基づき総務大臣から委嘱された民間有識者で、市町村に1人以上配置

## 調査結果の概要(維持管理が不十分な事例の件数)

### 運転者の視点

(単位：件)

事項区分	1号 (30.7 km)	2号 (6.2 km)	25号 (27.8 km)	26号 (64.1 km)	43号 (9.8 km)	163号 (15.8 km)	165号 (3.1 km)	171号 (30.1 km)	176号 (12.3 km)	481号 (1.6 km)	合計 (201.6 km)
車道	1	1	2	2	0	4	0	0	0	0	10
道路標識	2	1	17	6	0	5	0	1	7	0	39
区画線	0	0	2	0	0	3	0	0	4	0	9
視認標識	0	1	3	0	2	1	0	1	3	0	11
小計	3	3	24	8	2	13	0	2	14	0	69

(注) 1 道路管理延長は、平成 15 年 5 月 1 日現在。また、小数第 2 位を四捨五入した。

2 国道 165 号については、特段の事例はみられなかった。

### 歩行者等の視点

(単位：件)

事項区分	1号	2号	25号	26号	43号	163号	165号	171号	176号	481号	合計
歩道	1	1	9	11	2	13	0	4	0	1	42
横断歩道橋	4	0	2	5	0	2	0	0	5	0	18
防護柵	7	0	0	1	0	1	0	2	1	0	12
地下横断歩道	4	0	0	0	2	0	0	0	0	0	6
点字ブロック	8	1	41	18	0	3	0	0	36	0	107
道路占用工事	0	2	11	1	0	0	0	0	0	0	14
不法占用物件	11	5	88	37	1	5	0	4	49	0	200
小計	35	9	151	73	5	24	0	10	91	1	399

(注) 国道 165 号については、特段の事例はみられなかった。

## 行政評価・監視の結果

近畿地方整備局に対し、以下の点について改善措置を講ずべきことを通知

### 1 運転者の視点

#### (1) 車道・道路標識等の維持管理

- ・ 維持管理が十分でない箇所について、迅速な修繕
- ・ 巡回対象の重点化の徹底

#### (2) 事故多発地点における安全対策

- ・ 事故防止対策終了箇所に係る的確な効果の検証
- ・ 人身事故件数の減少がみられない箇所については更なる効果的な方策の検討

### 2 歩行者等の視点

#### (1) 歩道等の維持管理

- ・ 維持管理が十分でない箇所について、迅速な修繕
- ・ 巡回対象の重点化の徹底
- ・ 道路関係工事に起因する異常について、道路関係工事に係る指導監督及び工事完了検査のよりの確な実施

#### (2) 不法占用

- ・ 不法占用物件についての是正指導
- ・ 占用許可できない物件や放置されている自転車について、地方公共団体、地元警察署などの関係機関との連携や地域ぐるみの不法占用防止活動の更なる強化・拡充

# 運転者の視点

## (1) 車道・道路標識等の維持管理

大阪国道事務所所管の車道・道路標識等の維持管理状況を運転者の視点から調査した結果、次のように維持管理が十分でないと思われるものが合計69箇所みられた。

### 事例

車道本体  
路面に窪み(陥没)が生じているもの、凹凸が生じているものなど(計10箇所)

路面に窪み(陥没)が生じている  
(163号 門真市内)



路面が継ぎ接ぎで凹凸がある  
(2号 大阪市西淀川区)



道路標識(案内標識及び警戒標識)

道路標識の路線番号表記が誤っている・漏れているもの、道路標識が樹木などの陰になり見えにくいものなど(計39箇所)



府道番号が誤っている  
(誤141号 正145号)  
(176号 豊中市内)



警戒標識が樹木や道路情報板の陰になり見えにくい  
(25号 柏原市内)

### 通知要旨

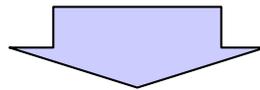
上記事例について迅速な修繕等に努めるとともに、巡回対象の重点化のより一層の徹底等により、道路の異常の的確な把握に努める必要がある。

## (2) 事故多発地点における安全対策

国土交通省は、「特定交通安全施設等整備事業7箇年計画」(平成8～14年度)の中で「事故多発地点緊急対策事業」を実施。都道府県単位で「都道府県道路交通環境安全推進連絡会議」( )を設置し、同会議における事故防止対策の検討結果を踏まえ、道路管理者等は、事故多発地点緊急対策事業を実施。

大阪国道事務所管内の事故多発地点121箇所のうち、平成14年度末現在、所期の事故防止対策がすべて終了しているのは25箇所で、残り96箇所については、平成15年度以降も引き続き事故防止対策を実施。

大阪府道路交通環境安全推進連絡会議：大阪国道事務所、大阪府警察本部、大阪府、大阪市等により構成(発足当初の名称は「大阪府交通安全対策検討委員会」)

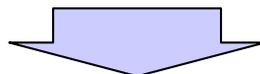


### 調査結果

121箇所の事故多発地点のうち、人身事故発生件数が最上位のものから順に10箇所を抽出し、当該箇所に係る平成10年から同14年までの推移をみると、3箇所(京阪本通1丁目交差点(国道1号)、難波交差点(同25号)及び泉尾交差点(同43号))については、減少傾向にあるが、残り7箇所については、減少しているとは言い難く、この中には、既に所期の事故防止対策を終了している箇所も1箇所(枚方市出屋敷西町1丁目(国道1号))含まれている。

#### 事故多発地点(上位10箇所)の人身事故発生状況

順位	路線	箇所(交差点名)	人身事故発生件数(件)				
			H10	H11	H12	H13	H14
1	1	枚方市星丘2丁目	24	20	30	23	41
2	25	大阪市浪速区戎本町1丁目(大国町)	23	20	24	20	15
3	26	泉大津市綾井(葛の葉町北)	16	30	18	27	23
4	1	守口市京阪本通1丁目(京阪本通1丁目)	17	8	16	10	6
5	1	枚方市出屋敷西町1丁目	24	11	14	20	25
6	1	守口市大日町2丁目	12	13	17	14	13
7	1	枚方市出屋敷西町2丁目	18	11	14	14	14
8	25	大阪市中央区難波4丁目(難波)	27	21	14	17	14
9	43	大阪市大正区千島1丁目(泉尾)	13	10	10	15	8
10	1	大阪市城東区高殿7丁目(関目5丁目)	13	11	16	21	15



### 通知要旨

「大阪府道路交通環境安全推進連絡会議」等関係機関と連携し、事故防止対策終了箇所に係る的確な効果の検証に取り組むとともに、人身事故件数の減少がみられない箇所については、更に効果的な方策を引き続き検討することが望まれる。また、今後事故防止対策を引き続き実施する箇所については、事故防止対策の重点化・優先化を図るなどして、早期の事故減少に努めることが望まれる。

# 歩行者等の視点

## (1) 歩道等の維持管理

大阪国道事務所所管の歩道等の維持管理状況を歩行者等の視点から調査した結果、次のように維持管理が十分でないと思われるものが合計199箇所みられた。

### 事例

#### 歩道

歩道の真ん中に電柱類があり通行の障害になっているもの、歩道と車道のすりつけ部の高低差が技術基準の高さを超えているものなど(計42箇所)



歩道の真ん中に電柱が立っている  
(163号 門真市内)



歩車道の高低差が基準を超えている  
(26号 堺市内)

#### 点字ブロック

誘導対象施設の方角を示す線状ブロックの向きが横断歩道をはみ出す方向に向いており危険なもの、点字ブロックが途切れているものなど(計107箇所)



点字ブロックが途切れている  
(25号 大阪市東住吉区内)



点字ブロックの誘導方向が合っていない  
(25号 大阪市北区内)

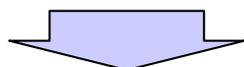
### 通知要旨

上記事例について迅速な修繕等に努めるとともに、巡回対象の重点化のより一層の徹底等により歩道等の異常の的確な把握に努めるほか、道路関係工事に起因すると考えられる歩道等の異常については、道路関係工事に係る指導監督及び工事完了検査をよりの確に実施する必要がある。

## (2) 不法占用

特別の事業(不法占用適正化促進事業)を行って、突出看板等の不法占用対策を行っているものの、事業終了後における継続的な是正指導が行われていないことなどもある。把握した不法占用物件の多くが是正されないままとなっている。

また当局が現地調査した時点においても、置看板や放置自転車等の不法占用が200件みられた。



## 通知要旨

道路占用適正化促進事業により把握した不法占用物件については、継続的な複数回の是正指導を行う。占有許可できない物件や放置されている自転車については、不法占用の防止・排除のために、地方公共団体、地元警察署などの関係機関との連携や地域ぐるみの活動を更に強化・拡充するなどの措置を講じる必要がある。